

議案第33号

港湾施設の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
<p>港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）に掲げる、護岸、荷さばき地、ふ頭用地（工事のための一時作業所又は工事用材料置場、港湾貨物の一時置場、事務所及びその附帯施設に限る）、事務所、事務所附帯施設、港湾厚生施設、駐車施設、軌道走行式荷役機械及び電気施設</p> <p>川崎市川崎区東扇島82番地の一部、83番地1の一部、84番地の一部、85番地の一部及び92番地（川崎港コンテナターミナル）</p>	<p>川崎市川崎区千鳥町7番1号</p>	<p>横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体</p> <p>代表者 横浜川崎国際港湾株式会社 代表取締役社長 諸岡 正道</p> <p>構成員 川崎臨港倉庫埠頭株式会社 代表取締役会長 瀧崎 雅介</p>	<p>平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで</p>

参考資料

1 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体の概要

代表者 横浜川崎国際港湾株式会社

設立 平成28年1月12日

資本の額 5億1千万円

従業員数 29人

目的 次の事業を営むことを目的とする。

(1) コンテナターミナル施設及び関連施設の建設、賃貸、管理及び運営

(2) 港湾施設の設計、施工、監理及び管理運営

(3) 港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施

(4) 各種イベント、展示会の企画及び開催

(5) 港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための調査・研究等

(6) 物流施設、事務所、会議室等の施設の賃貸及び管理運営

(7) 環境にやさしいみなとづくりのための自然環境の保全及び改善に関する事業

(8) 駐車場施設の建設、賃貸、管理及び運営

(9) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

事業実績 (1) コンテナターミナルの運営、整備計画の策定

(2) 国の支援を受けた貨物集貨策の展開

(3) 基幹航路の維持・拡大に向けた大型船の寄航可能な大水深・高規格コンテナターミナルの整備

構 成 員	川崎臨港倉庫埠頭株式会社
設 立	昭和35年8月16日
資本の額	1億円
従業員数	12人
目 的	次の事業を営むことを目的とする。 (1) 倉庫業 (2) 倉庫、建物及び土地、その他施設の賃貸業 (3) コンテナ埠頭施設及びコンテナ蔵置施設の建設、賃貸、 管理及び運営 (4) 港湾施設の強化及び振興に寄与するための調査・研究 (5) 港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施 (6) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並 びに電気の供給、販売等に係る業務 (7) 前記各号の事業に附帯、又は関連する事業
事業実績	(1) 倉庫業に係る貨物の集荷、保管及び管理その他の業務 (2) 倉庫及び現場事務所の賃貸業務 (3) 港湾施設指定管理者

2 理由

川崎港コンテナターミナルにおける指定管理の対象範囲の拡大に伴い、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地を変更することになったことにより、指定管理者を再度指定する必要性が生じたため。